

石川県公報

令和2年1月31日

第13277号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○一般競争入札の落札者等	(管財課) 1
○県道の区域の変更	(道路整備課) 1
○道路の占用を制限する区域の指定	(同) 2

公 告	
○農用地利用配分計画の認可公告	(農業政策課) 2
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告	(農業基盤課) 3
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告	(同) 3

○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告	(同) 4
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(同) 4

選挙管理委員会	
○参議院選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正願の要旨の公表	4

雑 報	
○入札公告	5

告 示

石川県告示第23号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和2年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
スクールバス（中型リフト付きバス）1台 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和2年1月15日
- 落札者の名称及び所在地
石川日野自動車株式会社
金沢市南森本町へ75番地1
- 落札金額
26,950,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和元年11月29日

石川県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年1月31日から同年2月14日まで縦覧に供する。

令和2年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
松任宇ノ気線	白山市福増町455番1地先から	旧	65.31～74.59	37.7	石川土木総合事務所維持管理課
	白山市福増町452番1地先まで	新	65.31～86.21	37.7	
大谷狼煙飯田線	珠洲市川浦町忒部100番地先から	旧	12.81～23.43	55.8	珠洲土木事務所維持管理課
	珠洲市折戸町レ部6番1地先まで	新	12.81～14.80	55.8	

石川県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
 なお、その関係図面は、令和2年1月31日から同年2月14日まで縦覧に供する。

令和2年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	松任宇ノ気線	白山市福増町455番1地先から 白山市福増町452番1地先まで	石川土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年1月31日

公 告

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 なたうち	七尾市	七尾市中島町鳥越丙68番ほか4筆
土橋 清紀	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町火打谷い35番ほか2筆
桶谷 保	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町尊保サ44番ほか2筆
塚崎 徹	小松市	小松市能美町ソ79番ほか1筆
岡田 正信	小松市	小松市吉竹町お48番ほか1筆
竹田 茂	小松市	小松市長田町ヲ83番1
三浦 秀一	白山市	白山市源兵鳥町1428番ほか2筆

本田 正則	白山市	白山市明島町春171番1
株式会社 ヤマジマ	白山市	白山市御影堂町250番3ほか5筆
農事組合法人 ファーム与九郎島	能美郡川北町	能美郡川北町壺ッ屋227番1
株式会社 北ファーム	金沢市	金沢市田中町か21番1ほか6筆
松本 充明	金沢市	金沢市打木町西327番
宮川 美智夫	金沢市	金沢市蚊爪町は28番ほか12筆
吉田 孝之	金沢市	金沢市下安原町西847番ほか1筆
大平 幸久	金沢市	金沢市打木町西396番ほか1筆
中林 圭吾	金沢市	金沢市打木町西389番
池端 一之	金沢市	金沢市下安原町西517番

2 認可年月日

令和2年1月31日

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和2年2月3日から同年3月4日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
笠野地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業計画書の写し	津幡町産業建設部 農林振興課
柴垣地区	〃 (耕作放棄地防止型)	〃	羽咋市農林水産課
能登島長崎地区	〃	〃	七尾市産業部 農林水産課

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和2年2月3日から同年3月4日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
東増穂東部地区	県営ほ場整備事業 (機構関連型)	県営土地改良事業計画書の写し	志賀町農林水産課

県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を令和2年2月3日から同年3月4日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
御門池地区	県営震災対策農業施設整備事業	県営緊急耐震工事計画書の写し	津幡町産業建設部 農林振興課
大谷内池地区	〃	〃	〃
若山地区	〃	〃	珠洲市産業振興課

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和2年2月3日から同年3月4日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年1月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
上吉野地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	白山市産業部 農業振興課

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項及び第2項の規定による令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表(令和元年石川県選挙管理委員会告示第116号)について、候補者田邊徹の出納責任者小西直から訂正する旨報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和2年1月31日

石川県選挙管理委員会

- 訂正した収支報告書 令和元年8月5日第1回報告分及び令和元年8月26日第2回報告分
- 訂正の内容
 - 令和元年8月5日第1回報告分

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
支出 中		
広告費	5,927,363円	6,097,363円
総 計	14,648,016円	14,818,016円
支出のうち公費負担相当額 中		
政見放送のための録画等	2,873,000円	3,043,000円
計	5,429,435円	5,599,435円

(2) 令和元年8月26日第2回報告分

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
支出 中		
前回計	14,648,016円	14,818,016円
総 計	14,700,018円	14,870,018円
支出のうち公費負担相当額 中		
政見放送のための録画等	2,873,000円	3,043,000円
計	5,429,435円	5,599,435円

3 訂正願受理年月日 令和2年1月17日

(参考) 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 36,169,700円

雑 報

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年1月31日

石川県公立大学法人理事長 宮 本 外 紀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

令和2年度石川県公立大学法人損害保険 一式

(2) 調達の内容

入札説明書及び仕様書による。

(3) 保険期間

令和2年4月1日午後4時から令和3年4月1日午後4時まで

(4) 入札方法

本契約に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとする。

2 競争入札参加資格

次の条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 石川県の契約に係る入札参加停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 保険業法(平成7年法律第105号)の規定に基づき、損害保険業免許を受けている者であること。

(4) 保険会社の世界的な基準として通常使用されているスタンダード&プアーズ社(S&P)の格付けにおいて「A-」以上を取得している者であること。他の格付け会社の場合は、同等基準以上とする。

3 入札説明書及び仕様書等の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ場所

〒921-8836 野々市市末松1丁目308番地

石川県公立大学法人 法人本部

電話 076-227-7553

(2) 交付方法

(1)の交付場所において、書面で交付する。

4 入札参加の事前申請手続等

(1) 申請方法 入札説明書による。

(2) 申請期限 令和2年2月14日(金)午後5時

5 入札の日時及び場所

令和2年2月20日(木)午後2時

野々市市末松1丁目308番地

石川県立大学 会議室(部屋番号K116)(入札後、即時開札する。)

6 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、この公告、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

(3) 郵便又は電報等による入札を認めないので、入札参加者は5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札参加者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

入札した者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合、又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札参加者の負担とする。

(5) その他

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。